

令和3年第4回美幌町議会臨時会会議録

令和3年5月12日 開会

令和3年5月12日 閉会

令和3年5月12日 第全号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議席の変更について
- 日程第 5 発議第 1 号 美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 発議第 2 号 美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

## ○日程追加事件

- 追加日程第 1 選任第 1 号 常任委員の選任について
- 追加日程第 2 選任第 2 号 議会運営委員の選任について

## ○議事日程

- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認について〔美幌町税条例等の一部を改正する条例制定〕
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認について〔美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定〕
- 日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認について〔美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定〕
- 日程第 10 承認第 5 号 専決処分の承認について〔美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定〕
- 日程第 11 承認第 6 号 専決処分の承認について〔令和 2 年度美幌町一般会計補正予算(第 15 号)〕
- 日程第 12 承認第 7 号 専決処分の承認について〔令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 6 号)〕
- 日程第 13 承認第 8 号 専決処分の承認について〔令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 6 号)〕
- 日程第 14 承認第 9 号 専決処分の承認について〔令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第 4 号)〕
- 日程第 15 承認第 10 号 専決処分の承認について〔令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第 3 号)〕
- 日程第 16 同意第 2 号 美幌町固定資産評価員の選任について
- 日程第 17 議案第 39 号 工事請負契約の締結について〔美幌町役場旧庁舎解体除却工事〕
- 日程第 18 議案第 40 号 工事請負契約の締結について〔美幌町役場庁舎公用車車庫等建設工事〕
- 日程第 19 議案第 41 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 20 報告第 5 号 専決処分の報告について(町道 8 号道路歩道上の車輛破損事故による損害賠償)
- 日程第 21 報告第 6 号 専決処分の報告について(東 3 条北 2 丁目地先の対物破損事故による損害賠償)

追加日程第3 閉会中の継続調査について

○出席議員

1番	戸澤義典君	2番	藤原公一君	
3番	大江道男君	4番	高橋秀明君	
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君	
7番	坂田美栄子君	副議長	8番	岡本美代子君
9番	稲垣淳一君	10番	古舘繁夫君	
11番	上杉晃央君	13番	馬場博美君	
議長	14番	大原昇君		

○欠席議員

12番 松浦和浩君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会会長	矢萩浩君
監査委員	高木清君	教育	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	後藤秀人君	福祉部長	河端勲君
経済部長	石澤憲君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	西俊男君	総務課長	関弘法君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	斉藤浩司君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐々木斉君
戸籍保険課長	立花良行君	税務課長	菅敏郎君
社会福祉課長	片平英樹君	保健福祉課長	中尾亘君
農林政策課長	田中三智雄君	みらい農業課長	午来博君
商工観光課長	影山俊幸君	建設課長	御田順司君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	佐々木鑑仁君
社会教育課長	松尾まゆみ君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠國求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君 次長 小室秀隆君

議 事 係 長 高 田 秀 昭 君      庶 務 係 長 村 田      剛 君  
庶 務 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第4回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番馬場博美さん、8番古館繁夫さんを指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る5月7日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和3年第4回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る5月7日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、まず初めに町長から行政報告を受けます。

その後、議会提出案件として、議席の変更、委員会条例及び会議規則の改正、町提出案件として、専決処分の承認9件、人事案件1件、議案2件、補正予算1件、専決処分の報告2件、以上のとおりであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については本日1日限りいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な

答弁と対応をお願いし、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、松浦議員、病気療養中のため欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため、写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和3年第4回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、新庁舎の供用開始についてであります。

このたび、役場新庁舎が完成し、5月6日から新庁舎での業務がスタートいたしました。

これもひとえに新庁舎の計画から完成に至るまでの間、その整備方針をはじめ、様々な課題の解決に御指導、御助言をいただきました議会議員の皆様、基本構想の策定に際しまして貴重な御意見をいただきました町民会議の皆様、工事期間中、御不便をおかけいたしました町民の皆様など、多くの関係する皆様方の温かい御理解と御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

新庁舎につきましては、人と未来をつなぐ空間をメインコンセプトに、町民全ての皆様に親しまれる安心で便利な庁舎としたところであります。

来庁される皆様の利便性の向上を第一に考え、町内に分散していた行政機能を集約の上、1階フロアに窓口部門を配置するなど、シンプルで効率的な庁舎としたことをはじめ、快適な室内環境を保ちながら、できる限りの省エネルギーを図るため、新時代の環境配慮型庁舎としたほか、災害時には町民皆様の安心と安全を支える防災拠点としての機能も有する庁舎といたしました。

長年にわたって、美幌町の喜怒哀楽を見つめ続けてきたこれまでの庁舎に感謝を申し上げますとともに、このたび誕生した新庁舎に美幌町の未来を紡いでいくことが私たちに課せられた大きな使命であると、決意を新たにしているところであります。

この庁舎が町のシンボルとして、将来にわたって町民の皆様に末永く愛され、親しまれる庁舎となるよう、町民一人一人に寄り添い、より一層町民目線に立った行政サービスの向上に努めてまいります。

また、多様化する行政へのニーズに適切に対応していくためには、これまでの概念にとらわれることなく、職員の意識改革をさらに進めていかなければなりません。

新庁舎完成を契機に、より一層職員一丸となって努力を重ね、町民の皆様とともに魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、御提案いたします議案等について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定については、地方税法等の一部改正に伴い、令和3年度町税課税のため急を要したこと。

美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、令和3年度税制改正の大綱が閣議決定され、国税と同様に、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めるものについては、原則押印を不要としたことに伴い、本町においても固定資産の価格に関する不服審査の手続において、納税者の利便性の向上等を図るため、審査申出書への押印を不要とすること等について、所要の規定の整備を図るため急を要したこと。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の介護報酬単価改定に伴い、令和3年度のサービス利用者からの手数料徴収のため急を要したこと。

美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、過疎地域自立促進特別措置法、旧過疎法が令和3年3月末をもって失効することに伴い、本条例についても同日で失効することとしておりました。

が、新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、令和3年3月末までに新設・増設された設備については、経過措置として旧過疎法の効力を有するものとされたことから、本条例についても同様に経過措置を設けるため急を要したこと。

令和2年度美幌町一般会計補正予算（第15号）については、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）については、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、終末処理場維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要したこと。

以上の理由により専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第2号については、本町固定資産評価員片平英樹前税務主幹が、令和3年4月1日付の人事異動によりその職を辞したことから、後任として菅敏郎税務課長を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第39号は、美幌町役場旧庁舎解体除却工事について、議案第40号は、美幌町役場庁舎公用車車庫等建設工事について、それぞれ入札結果に基づき契約することについて議決をいただきたいのであります。

補正予算について。

令和3年度美幌町一般会計補正予算（第2号）については、旧田島医院に係る修繕費として209万6,000円を、新型コロナウイルスワクチン集団接種等に係る経費として892万2,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議席の変更について

○議長（大原 昇君） 日程第4 議席の変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席を変更します。

各議員の氏名とその議席番号は、お手元に配付しました議席表のとおり変更します。

それぞれ変更後の議席に移動願います。

暫時休憩します。

再開は、10時20分といたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第5 発議第1号

○議長（大原 昇君） 日程第5 発議第1号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君）〔登壇〕 発議第1号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をい

たします。

今回の条例改正については、令和3年4月1日付で部の新設や再編などが行われたことに伴い、委員会条例中における常任委員会の名称等を変更するものです。

変更内容については、総務文教厚生常任委員会を総務福祉常任委員会に改め、教育委員会を削り、他の委員会を他の常任委員会に改めるとともに、経済建設常任委員会を経済教育常任委員会に改め、産業経済及び建設を、産業経済、建設及び教育文化に改め、教育委員会の所管に関する事項を加えるものであります。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 発議第2号

○議長（大原 昇君） 日程第6 発議第2号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君）〔登壇〕 発議第2号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の規則改正については、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、会議規則中における欠席事由等を整備するとともに、

請願書記載事項等を変更するものです。

変更内容については、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第2号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、10時50分といたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 先ほど、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

追加議案として、選任第1号常任委員の選任について、選任第2号議会運営委員の選任についてが提出されましたので、本日の日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

---

#### ◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、選任第1号常任委員の選任及び選任第2号議会運営委員の選任を本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、選任第1号及び第2号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎追加日程第1 選任第1号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、総務福祉常任委員に、1番戸澤義典さん、3番大江道男さん、6番伊藤伸司さん、7番坂田美栄子さん、8番岡本美代子さん、9番稲垣淳一さん、12番松浦和浩さん。

経済教育常任委員に、2番藤原公一さん、4番高橋秀明さん、5番木村利昭さん、10番古舘繁夫さん、11番上杉晃央さん、13番馬場博美さん、14番私、大

原、以上のとおり指名したいと思います  
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

次に、議長の常任委員辞任の件を議題としますので、副議長と交代します。

午前10時53分 休憩

---

午前10時53分 再開

○副議長（岡本美代子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎議長の常任委員辞任について

○副議長（岡本美代子君） ただいま、経済教育常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一の常任委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、経済教育常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の経済教育常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。

再開は、11時30分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務福祉常任委員会の委員長に稲垣淳一さん、副委員長に坂田美栄子さん。

経済教育常任委員会の委員長に高橋秀明さん、副委員長に木村利昭さん。

以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

#### ◎追加日程第2 選任第2号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番戸澤義典さん、4番高橋秀明さん、8番岡本美代子さん、11番上杉晃央さん、13番馬場博美さん。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いいたします。

再開は、13時15分といたします。

午前11時33分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に馬場博美さん、副委員長に戸澤義典さん。

以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

#### ◎日程第7 承認第2号

○議長（大原 昇君） 日程第7 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の8ページになります。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

9ページ、専決処分書になります。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について、令和3年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年3月31日付になります。

専決内容について御説明を申し上げますので、10ページを御覧ください。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制

定について。

美幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、承認第2号関係。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、所要の税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく4項目になります。

1点目は、固定資産税・都市計画税であります。

土地に係る固定資産税・都市計画税は、市町村や土地間での評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額のめどとして、税負担の不均衡を緩やかに是正する負担調整措置が講じられておりますが、この現行の負担調整措置の仕組みを令和5年度まで3年間延長します。

その上で、新型コロナウイルス感染症により国民生活を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置くものです。

2点目は、軽自動車税でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象といたします。

3点目は、個人町民税でございます。

住宅ローン控除の特例は、住宅ローンの年末残高の1%を10年間所得税から控除し、控除し切れない場合には個人住民税から控除するもので、消費税率10%への引

き上げ時に伴う反動減対策の上乗せとして、消費税率が10%である場合の住宅取得者の控除期間を3年間延長し、13年間としたものですが、この控除期間13年間の特例につきまして1年間延長し、令和4年末までの入居者を対象といたします。

最後にその他といたしまして、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行おうとするものでございます。

なお、参考資料2ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

### ◎日程第8 承認第3号

○議長（大原 昇君） 日程第8 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の18ページになります。

承認第3号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めらる。

19ページ、専決処分書になります。

美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、令和3年度の固定資産の価格に関する不服審査の手續に急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年3月31日付になります。

専決内容について御説明を申し上げますので、20ページを御覧ください。

美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料19ページをお開き願います。

資料2、承認第3号関係。

美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、令和3年度税制改正の大綱が閣議決定され、国税と同様に地方税関係書類のうち、納税者等の押印を求めるものについて、原則押印が不要とされたことに伴い、固定資産の価格に関する不服審査の手續における納税者の利便性の向上等を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容であります。固定資産の価格に関する不服審査の手續におきまして、審査の申出者が提出する審査申出書について、押印を不要とし、また、口頭審査において申出者が提出する口述書について、署名及び押印を不要とするものでございます。

なお、参考資料20ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思ひます。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和3年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく御願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君）

改正の中身はわかりましたが、審査申出が最近あったのか、その辺がわかれば直近であった件数についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 平成28年に1件ございました。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 条例の改正についてはわかりました。

今回の改正に当たって、押印が不要になったということですが、他の税に関する申告書とかについてはどのように取り扱うのかお聞きします。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 今回改正いたしましたのは、国の地方税法、大綱が閣議決定された分のみでございます。その他につきましては、令和3年度中に全庁的に押印の見直しを図ることで今取り進めているところでございますので、税の部分を含めて令和3年度中に見直しをかける予定でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立

願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

◎日程第9 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第9 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の21ページをお開きください。

承認第4号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

22ページになります。

専決処分書でございます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について、令和3年度のサービス利用者からの手数料徴収のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和3年3月31日でございます。

次の23ページをお開きください。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の21ページをお開き願います。

資料3、承認第4号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、令和3年度

介護報酬基準の改定に伴い、サービス利用者から徴収する手数料を改正するものであります。

改正内容は、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料を国の介護報酬単価に準じて改正するものでございまして、サービスごとの改定内容につきまして、22ページから25ページに記載してございます。

新旧対照表につきましては、26ページから36ページまでに掲載してございますので、御参照願います。

根拠法令は、介護保険法で、施行日は、令和3年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

◎日程第10 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第10 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の31ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条

第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

次の32ページでございます。

専決処分書。

美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定により急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年3月31日であります。

内容について御説明いたしますので、次の33ページをお開き願います。

美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の37ページをお開き願います。

資料4、承認第5号関係であります。

経過及び改正目的であります。美幌町過疎特別対策のための固定資産税の課税免除に関する条例は、過疎地域自立促進特別措置法の適用を受ける設備について固定資産税を課税免除することについて規定しております。

この過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効するため、本条例についても、同日で失効することとしておりましたが、新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で、令和3年3月31日までに新設、増設された設備については、経過措置として過疎地域自立促進特別措置法の効力を有するものとされたことから、本条例についても、同様に経過措置を設けるための条例の一部改正を行おうとするものであります。

改正内容であります。附則第2項に、ただし、同日以前に新設し、もしくは増設した設備については、失効後も、なお従前の例によるとのただし書きを加えようとするものであります。

根拠法令は、過疎地域自立促進特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法であります。

施行日は、令和3年4月1日であります。

なお、参考資料の38ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第11 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の34ページになります。

承認第6号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条

第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

35ページになります。

専決処分書。

令和2年度美幌町一般会計補正予算（第15号）について、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年3月31日付でございます。

専決内容について御説明いたしますので、36ページを御覧いただきたいと思っております。

令和2年度美幌町一般会計補正予算（第15号）。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、起債事業費の確定のほか、繰越明許費の設定、年度末における予算の整理などを行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,651万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億1,847万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費で御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正において御説明をいたします。

それでは、繰越明許費から御説明いたしますので、議案書の42ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、歳出予算におきまして、その経費の性質や予算成立後の事由により年度内に支出を終えない見込みとなったとき、予算を翌年度に繰り越して使用する経費となります。

まず、1段目の2款総務費、1項総務管理費、町有財産未利用施設除却事業、金額は1,787万円であります。

こちらは、3月定例会において追加をいたしました事業でございますが、その実施時期を翌年度に繰越し、施設の解体除却を行おうとするものであります。

次に、2段目の2款総務費、1項総務管理費、移住定住促進事業、金額は1,399万6,000円であります。

こちらの事業は、地方創生臨時交付金を活用し、民間の移住体験住宅を整備いたしました。が、交付金の精算行為が年度内に完了しないことから予算を翌年度に繰越しいたします。

次に、3段目の2款総務費、1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業、金額は4億1,031万8,000円であります。

民設民営方式により町内全域に光ファイバー網を整備すべく事業を進めてございますが、施工の開始時期が翌年度にずれ込み、令和3年度末の完成予定となりましたので、今回予算を翌年度に繰越しいたします。

4段目の4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額1,317万1,000円と、1番下の12款、1項職員給与費、会計年度任用職員給与費、金額11万3,000円は、ワクチン接種に係る予算の繰越しになります。

高齢者を対象にワクチン接種を開始すべく準備を進めてございますが、国が示した接種スケジュールに遅れが生じたことから、予算を翌年度に繰り越して対応いたします。

次に、5段目の6款農林水産業費、1項

農業費、新型コロナウイルス対策農林事業者経営継続補助事業、金額は1,775万3,000円であります。

感染予防や販売促進に取り組む農林事業者に対し、地方創生臨時交付金を活用し、国の上乗せ補助を行う事業であります。完了の時期が翌年度にずれ込むことから予算を繰越いたします。

次に、6段目の6款農林水産業費、1項農業費、加工用馬鈴薯コントラクター推進事業、金額2,900万円と、次の農業振興施設等整備事業、金額1億9,411万9,000円につきましては、JAびほろが取組主体となり、加工用バレイショコントラクターを立ち上げるための農業機械の導入事業になります。

収穫及び選別作業の労働力の負担軽減を図るため、収穫機械、選別機械を導入するものでございますが、納品時期に遅れが生じてございますので、予算を翌年度に繰越いたします。

最後に、下から2段目の9款消防費、1項消防費、広域事務組合負担事業、金額は1,355万1,000円であります。

消防庁舎の改築に際しまして、冬期間の出動体制を確保するため、工期を60日間延長したことによる予算の整理となります。

繰越明許費につきましては、以上になります。

次に、43ページをお開き願いたいと思います。

第3表の地方債補正でございます。

1段目の役場庁舎改築等事業から6段目の住宅リフォーム促進補助事業までの以上6件につきましては、いずれも事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

下の減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回って減収する見込みのある税目につきまして、今年度限りの特例措置として認められる特別

な地方債となります。

3月定例会の補正予算におきまして本町の影響額を試算の上、限度額を8,214万3,000円と計上いたしましたが、このたび起債発行額が確定し、限度額を2,107万4,000円と変更いたします。

新型コロナの影響により、消費や流通に関わる税である地方消費税交付金が大きく減収するものと見込んでございましたが、減収幅は想定を大きく下回ったことから、今回予算を整理いたします。

なお、減収補填債につきましては、借入額の75%が後年度に普通交付税として措置されます。

以上、令和2年度の地方債の総額は下段に記載のとおり、29億7,604万3,000円となります。

次に、歳出において御説明をいたしますので、議案書63、64ページをお開き願います。

1款議会費、1項、1目議会費、議会運営事務費の減、34万8,000円の減は、新型コロナの影響による予算の整理でございます。

なお、今回の補正予算におきましては、新型コロナの影響により多くの事務事業が縮小あるいは中止となっておりますので、それぞれ予算の整理を行いました。細部の説明につきましては省略をさせていただきます。増額する補正予算を中心に御説明をさせていただきたいと存じます。

2款総務費、1項総務管理費であります。

議案書65、66ページをお開き願います。

4目財産管理費、上から3行目の2、庁舎改築等事業費の増、積立金200万円につきましては、3月3日に網走信用金庫様から100万円を、3月24日に北見信用金庫様から100万円を、それぞれ新庁舎の整備に役立ててほしいと御寄附いただきましたので、役場庁舎改築基金へ積立て

を行います。

なお、参考資料39ページ、資料5に各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、5目企画費、1、政策推進事業費の増、積立金374万2,000円につきましては、ふるさと寄附金の実績に基づき、ふるさとづくり基金へ積立てを行うための予算措置となります。

令和2年度の寄附金を8,400万円と見込んでございましたが、最終的な寄附金の総額につきましては8,702万8,000円となったところでございます。8,702万8,000円でございます。

なお、返礼品などの経費を差し引いた令和2年度の積立金の総額は、4,860万5,331円でございます。4,860万5,331円でございます。

次に、中段から下になります。

7目の交通安全費、1、交通安全対策推進事業費の増、積立金500万円につきましては、今回の補正予算に係る剰余金の一部を交通安全推進基金へ積立ていたします。

次に、67、68ページをお開き願います。

上段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、4億1,014万1,000円につきましては、寄附金及び今回の補正予算に係る剰余金を財政調整基金などに積立てを行います。

まず、寄附金の内訳について御説明をさせていただきます。

3月11日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様から新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと15万円の御寄附をいただいております。

また、3月10日、報徳在住の大屋委代様から図書館の蔵書充実のためにと1万円を、3月23日、町内の建設業者1社から新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと

100万円を御寄附いただいております。

同じく3月23日、芙蓉建設株式会社様から創業50周年を記念し、新型コロナウイルス感染症対策として、町の将来を担う人材育成に役立ててほしいと1,000万円の御寄附をいただいております。

合わせまして4件、1,116万円の御寄附がございましたので、財政調整基金に積立てを行い、御趣旨に沿って活用してまいりたいと考えてございます。

次に、今回の補正予算に係る剰余金といたしまして、今後の新型コロナウイルス対策に備えるため財政調整基金に1億4,898万1,000円を、また、今後の起債償還の財源に充てるため減債基金に1億円を、将来の公共施設の整備に備えるため公共施設整備基金に1億5,000万円を、それぞれ積立てをいたします。

次に、議案書の69、70ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業費の増、積立金5,000万円につきましては、今回の補正予算に係る剰余金の一部を今後の福祉施策の財源に充てるため、福祉基金に積立てを行います。

次に、議案書71、72ページになります。

中段から下の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の減、交付金、子育て世帯への臨時特別給付金405万円の減につきましては、事業費の確定に伴う予算の整理になります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、扶養するお子さん1人につき1万円を国が支給する事業でございまして、本町におきましては、1,998名を対象に給付金を支給してございます。

議案書の73ページから78ページにつ

きましては、それぞれ事業費の確定に伴う予算の整理でございます。

次に、79、80ページをお開き願います。

6款農林水産業費のうち、中段の2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の減のうち積立金19万円につきましては、カーボンオフセット事業交付金につきまして、未来への森林づくり基金へ積立てを行います。

続いて、議案書81、82ページになります。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の減につきましては、いずれも新型コロナ対策として実施した経済対策に係る執行残の整理となります。

続いて、83、84ページになります。

8款土木費であります。

2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、中段の3、除雪対策事業費の減、2,906万1,000円の減は、冬期間の一斉除雪として7回分を予算措置いたしましたが、実績は5回となったことによる執行残の整理でございます。

次に85、86ページになります。

5項住宅費、1目住宅総務費、1、建築事業費の減、補助金、住宅リフォーム促進補助金1,246万9,000円の減は、当初予算におきまして100件の申請を見込んでおりましたが、実績が74件になりましたので、今回執行残を整理させていただきます。

続いて、中段の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1、教育委員会事務局活動事務費の増、積立金1億円は、今回の補正予算に係る剰余金の一部について、児童生徒に貸与するタブレット端末の更新及び将来の学校施設改修に要する経費といたしまして、学校施設整備基金に積み立てるものでございます。

このページの1番下、2項小学校費は、

次の87、88ページになります。

1目学校管理費、1、小学校管理事業費の減のうち積立金12万7,000円は、学校林の売払い実績に基づき、学校施設整備基金に積み立てるための予算措置でございます。

続いて、議案書89、90ページをお開き願います。

4項社会教育費、中段から下の2目社会教育振興費、5、芸術文化振興事業費の増、積立金500万円につきましては、今回の補正予算に係る剰余金の一部を芸術文化振興基金に積立ていたします。

議案書91、92ページ、11款公債費につきましては財源調整を、12款職員給与費につきましては、執行残の整理と財源調整を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書47、48ページにお戻り願います。

1款町税、1項、1目個人町民税1,885万7,000円につきましては、主に給与所得の伸びによる所得割の増額でございます。

次の2目法人町民税1,066万2,000円は、主に農業、製造業の法人税割が伸びたことによる増額でございます。

次の2項、1目固定資産税1,802万4,000円は、主に農業用の機械や設備の取得に伴う償却資産の増額となります。

次に、議案書49、50ページをお開き願います。

中段から下の7款地方消費税交付金、1項、1目地方消費税交付金3,960万7,000円は、交付額の確定に伴う増額となります。

次に、51、52ページになります。

12款地方交付税、1項、1目地方交付税1億7,395万5,000円は、特別交付税の交付額の確定に伴う増額でございます。

なお、令和2年度において交付された普

通交付税は37億7,052万9,000円、特別交付税は3億8,895万9,000円、合わせまして交付税の総額は、41億5,948万8,000円となります。

このページの下段の15款使用料及び手数料につきましては、実績に基づく予算の整理になります。

次に、議案書53、54ページをお開き願います。

中段から下の16款国庫支出金につきましては、事業費の確定に伴う予算の整理となります。

2項国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の補正予算におきまして、それぞれ財源充当の整理を行ってまいります。

なお、美幌町に配分されました臨時交付金の総額は、6億6,706万円でございます。そのうちの令和2年度分といたしまして、4億1,289万8,000円を活用してまいります。

なお、令和3年度へ繰り越すのは2億5,416万2,000円でございます。

次に、議案書55、56ページになります。

17款道支出金につきましても事業費の確定に伴う予算の整理であります。

続いて、57、58ページをお開き願います。

中段の18款財産収入、2項、1目、2節立木売払収入のうち、一般林売払代の増、301万1,000円につきましては、町有林の売払い実績に基づく増額でございます。

学校林売払代の増、18万2,000円は、東陽小学校の学校林の売払い実績に基づく増額であります。

その下の2目、1節物品売払収入、物品売払代の増、65万9,000円は、除雪トラックの更新により平成6年車走行距離40万キロメートルを売払いしたことによる

予算の整理でございます。

その下の3目、1節生産品売払収入、生産品売払代の増、177万円は、みらい農業センターにおける農産物の販売実績に基づく増額でございます。

次に、19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金、一般寄附金の増、1,315万円につきましては、3月23日、町内の建設業者1社から新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと100万円を、3月3日、網走信用金庫様から新庁舎の整備に役立ててほしいと100万円を、3月24日、北見信用金庫様から、同じく新庁舎の整備に役立ててほしいと100万円を、3月11日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様から新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと15万円を、3月23日、芙蓉建設株式会社様から創業50周年を記念し、新型コロナウイルス感染症対策として、町の将来を担う人材育成に役立ててほしいと1,000万円をそれぞれ御寄附いただいたものでございます。

議案書59、60ページになります。

ふるさと寄附金の増、302万8,000円は、令和2年度ふるさと寄附金の実績に基づく予算の整理でございます。

4目、2節社会教育費寄附金、図書費寄附金の増、1万円は、3月10日、報徳在住の大屋委代様から図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと御寄附があったものでございます。

次に、20款繰入金、1項、1目、1節財政調整基金繰入金3,001万4,000円の減は、今回の補正予算に係る財源調整を、その他の基金繰入金は事業費確定に伴う予算整理でございます。

22款諸収入、5項、5目、1節雑入のうち、3行目の物品等売払の増、270万3,000円は、鉄くず、有価資源物の売払い実績に基づく予算の整理でございます。

下段の町債につきましては、第3表地方債補正において御説明してまいりますので

省略をさせていただきます。

以上、承認第6号専決処分の承認について御説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 94ページの1点だけです。

会計年度任用職員の報酬が2,329万円減ということで、具体的にどこの部署での減額が多かったのか、人数的なことがわかれば御説明ください。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（関 弘法君） ただいまの会計年度任用職員の報酬につきましては、パートタイム会計年度任用職員となりますが、当初の予算では、全体で196名を見込んでございました。実績としまして186名と、10名分の減となったところでございます。

主に職種で申し上げますと、冬期間の除雪作業員の季節的なものや、保育園、学童等の代替保育士など補助的役割にあるパートタイムの会計年度任用職員につきまして、当初予定した数よりそれぞれ2名程度実績が少なかったものとなっております。

また、ALT、外国語指導助手1名につきましても、今回のコロナウイルスの影響により来日できなかったことなどもございまして、今回減少分の実績として減額補正を行ったところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 86ページになります。

教育費の積立金1億円の部分で1点伺いたいです。

こちら1億円の根拠と積立年数はどれぐらいするのかというのを伺いたいです。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

先ほどの提案理由の説明で御説明したとおり、一つは、GIGAスクールで今回整備をいたしました、こちらは6年サイクルで機器の更新を回ってまいりますので、そのための財源をまずは積み立てていきたいというのが1点です。

また、もう一つ先ほど御説明したとおり、学校施設の改修整備に要する費用ということで、これまで積立てを行ってございませんが、実は学校施設の長寿命化計画を策定して、町内現在5校ございますが、それぞれの施設、1番新しい施設で北中学校はもう26年たっていると思います。古いのは美幌中学校で43年だと思っておりますけれども、いずれにしても30年前後の学校施設を今後定期的に改修していかなければ長寿命化を図ることはできないということでございますので、目標の額を定めているわけではないですけれども、一つの試算として、毎年度1億円を超える改修費、外壁ですとか屋根の改修でかかっていくのではないかと試算もございまして、今回剰余金の一部として1億円をまず積み立ててまいりたいと考えてございます。

つきましては、次年度以降も剰余金が発生すれば一定額を積立てしてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 66ページの交通安全対策推進事業費の増、高齢者等運転免許自主返納報償60万円のマイナスですけど、この理由といたしますか、その辺を教えてください。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございまして、当初予算で14

0人ということで積算をしておりましたが、申請の実績が110人になっておりまして、その分の減でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 自主返納した方にタクシー代とかを差し上げるということですけど、その方によっていろいろ違うようで、例えば、御夫婦で片方だけが返納した場合、一人が運転できるとなったときに、チケット有効期限が短過ぎるという話を聞きました。

返納した方の利便性を考えれば、家族の中でみんなが運転をやめるのではなくて、一人だけは返納した場合に使い切れないという話も聞きますので、その辺を町民の皆様の御意見を伺ったほうがいいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木齊君） ただいまの御質問についてでございます。

免許証の返納につきましては、議員からお話いただきましたとおり、バスの回数券もしくはタクシーの利用券、それぞれ組み合わせたりして、総額幾らということで提供させていただいております。

タクシーにつきましては、おおむね1年半程度の有効期限を定めておりますが、今のお話もお伺いしながら今後検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、14時25分といたします。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第12 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第12 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の96ページになります。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

97ページ、専決処分書になります。

令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和3年3月31日付でございます。

98ページを御覧ください。

令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,360万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ26億6,589万4,000円とする。

2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、107、108ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、財源振替になります。

2款保険給付費、1項療養諸費2,656万6,000円の減額と、その下の2項高額療養費704万円の減額につきましては、それぞれ一般被保険者への保険給付費の実績見込み額の減少によるものでございます。

109、110ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費及び3項介護納付金につきましては、財源振替になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、105、106ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第13 承認第8号

○議長（大原 昇君） 日程第13 承認第8号専決処分の承認についてを議題とし

ます。

直ちに提出者の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の112ページをお開き願います。

承認第8号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるところでございます。

113ページでございます。

専決処分書。

令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和3年3月31日でございます。

114ページをお開き願います。

令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）。

令和2年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,992万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,116万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回専決処分をいたしました補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、そのほかの費用の実績を見込み減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、125、126ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、その下の3 項介護認定審査会費につきましては、いずれも実績に基づく減額でございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費から1 2 8 ページの6 項その他諸費まで主に新型コロナウイルスの影響による通所系及び居宅系サービスの利用実績減による給付費等の減額でございます。

1 番下の3 款地域支援事業費、6 0 0 万8, 0 0 0 円の減額についてであります、1 2 9、1 3 0 ページをお開き願います。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、2 項包括的支援事業費・任意事業費とも、新型コロナウイルスの影響による事業の中止や縮小による委託料や運動指導業務負担金、配食事業運営委託料の減額となっております。

次に、歳入について御説明いたしますので、1 2 1、1 2 2 ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

◎日程第14 承認第9号

○議長（大原 昇君） 日程第14 承認第9号専決処分の承認についてを議題とし

ます。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の134 ページをお開き願います。

承認第9号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

135 ページでございます。

専決処分書。

令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について、終末処理場維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和3年3月31日でございます。

136 ページを御覧ください。

令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回専決処分いたしました補正予算につきましては、終末処理場維持管理事業費並びに下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務に係る事業費の確定などにより減額補正を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,040万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,170万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で御説明申し上げます。

139ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を5,570万円から20万円減額いたしまして、5,550万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、145、146ページをお開き願います。

3、歳出。

このページの公共下水道事務費、終末処理場維持管理事業費、それから、公共下水道管渠維持管理事業費と公共下水道建設事業費の減につきましては、事業費確定に伴う執行残による減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、143、144ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第15 承認第10号

○議長（大原 昇君） 日程第15 承認第10号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の150ページをお開き願います。

承認第10号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

151ページでございます。

専決処分書。

令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）について、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和3年3月31日でございます。

152ページを御覧ください。

令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回専決処分いたしました補正予算につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,509万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

161、162ページをお開き願います。

3、歳出。

このページの個別排水処理施設維持管理事業費の減は、事業費の確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、159、160ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で説明を終了させていただきます。  
よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第10号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第16 同意第2号

○議長（大原 昇君） 日程第16 同意第2号美幌町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案163ページでございます。

同意第2号美幌町固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価員片平英樹は、都合によりその職を辞したため、次の者を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

氏名、菅敏郎。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号美幌町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第17 議案第39号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第39号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書164ページになります。

議案第39号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料40ページをお開き願ひます。

資料6、議案第39号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町役場旧庁舎解体除却工事であります。

今回の工事は、役場新庁舎の供用開始に伴い、外構を整備するために旧庁舎を解体除却しようとするものでございます。

工事の場所は、美幌町字東2条北2丁目25番地及び東3条北2丁目1番地。

工事の概要であります。

1点目は、旧庁舎の庁舎棟の解体除却工事になります。

昭和35年9月に竣工した旧庁舎は、鉄筋コンクリート造、地下1階・地上2階建て、延べ床面積は1,707.53平方メートルであります。9月下旬をめどに庁舎棟を解体いたします。

2点目は、旧庁舎の議事堂棟の解体除却工事であります。

鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ床面積は915平方メートル、庁舎棟に先立ち、7月下旬をめどに議事堂棟を解体いたします。

3点目は、旧庁舎に接続する保健福祉総合センターしゃきっとプラザへの渡り廊下の解体除却及び一部改修工事になります。

鉄骨造、2階建て、延べ床面積は64.84平方メートル、議事堂棟及び庁舎棟を解体した後、10月以降に渡り廊下を除却し、しゃきっとプラザの壁面を一部改修する予定でございます。

入札年月日は、令和3年4月28日、指名業者は、株式会社三共後藤建設ほか記載の5社でございます。

契約金額、1億747万円。

落札率は、97.45%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地の25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長田中和明でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後200日とする。

本日、5月12日に議決をいただき、本契約を締結いたしますと、工期は令和3年11月29日となります。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） RCのこれだけ大きい建物を解体するということで、近隣の住宅等へ影響を及ぼす可能性も十分考えられるかと思うのですが、例えば、振動によって近隣の住宅にクラックが入るだとか、そういったところの備えはどのように考えられていますか。

○議長（大原 昇君） 建設課長。

○建設課長（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

鉄筋コンクリート造の建築物解体につきましては、大型ブレイカ工法による打撃、破砕というのが一般的な工法とされているところですが、市街地における騒音、振動等の発生が懸念されるため、今回につきましては、ペンチ状の油圧アタッチメントを取り付けまして、コンクリートを破砕していく圧砕工法というものを採用させていただきます。

この工法につきましては、騒音、振動が比較的少なく、重機の運転音程度とされておりまして、解体効率もよく、鉄筋コンクリート造の解体につきましては、最も採用されている工法となっております。

しかしながら、解体工事による影響を心配される部分がありますので、作業中の振動及び騒音については随時測定して、影響の有無について確認してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第40号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第40号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。  
総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書165ページになります。

議案第40号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の41ページをお開き願います。

資料7、議案第40号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町役場庁舎公用車車庫等建設工事でございます。

今回の工事は、役場新庁舎の供用開始に伴い、敷地内に公用車の車庫等を整備しようとするものであります。

工事の場所、美幌町字東2条北2丁目25番地及び東3条北2丁目1番地。

工事の概要でございます。

まず1点目といたしまして、車庫1につきましては、鉄骨造、平屋建て、延べ床面積154平方メートルであります。

こちらは庁舎の南側、しゃきつとプラザとの間に公用車10台分の車庫を建設いたします。

2点目といたしまして、車庫2、鉄骨造、平屋建て、延べ床面積は54.156平方メートルであります。

こちらは庁舎の北側に3台分の車庫を建設し、うち1台分は庁舎管理用の物置として使用する予定であります。

次に3点目、カバードウォークは、庁舎正面玄関前から西側の町道に向けまして、幅2.5メートル、長さ24.8メートルの歩行者専用通路を整備いたします。

次に4点目、思いやり駐車場でございます。

庁舎正面玄関前に車2台を駐車できるカーポートを整備いたします。

最後に5点目、ごみ庫は庁舎の北側に一

般ごみ、資源ごみを保管するための物置を整備いたします。

入札年月日、令和3年4月28日。

指名業者は、株式会社道和建设ほか記載の10社でございます。

契約金額、1億340万円。

落札率は、98.09%であります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字美禽16番地、株式会社道和建设、代表取締役田村博昭であります。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後290日とする。

本日、5月12日に議決をいただき、本契約を締結いたしますと、工期は令和4年2月25日となります。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今回の関係で、カバードウォークと思いやり駐車場は庁舎の南側前面になると思いますけれども、今後予定されている外構工事とのちょうど境界というか、絡んでくるのですけれども、そういったところで設計上、手戻りとかのないように、どういうふうに工夫して発注されるのか、その辺を御説明いただけますでしょうか。

○議長（大原昇君） 建設課長。

○建設課長（御田順司君） ただいまの関連工事の工程等の御質問かと思えます。

今回、2件の議決案件を出ささせていただいております、もう1件の駐車場の整備については後日ということで予定をさせていただいておりますけれども、工程につきましては、先ほども説明が一部ありましたけれども、まず、旧庁舎、議事堂棟と解体していく。なおかつ、本庁舎の解体をしていくことが先行される工事となっております。

す。

発注サイドで考えているのは、議事堂棟の解体後に設置される車庫の部分、これにつきましては、基礎くいを打ったりとか、工事の中身がそれなりの規模になりますので、それらを先行していくということで考えておきまして、最終的には駐車場の整備と重複する部分はありますけれども、先行していくのは旧庁舎等の解体、なおかつ、その後の車庫整備等をやっていく中で、後ほど発注予定であります駐車場の整備につきましては、その後かかっていくという流れで当初から検討しておりますので、工程的には支障はないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 今回の工事概要を見ますと、1から5番目まで一式工事で見ると思われます。

書庫1からごみ庫までの内訳というか、金額がもしわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 建設課長。

○建設課長（御田順司君） ただいま御質問の件ですが、設計書を今は持ってきておりませんので、詳細につきましては後ほどでよろしいでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第40号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行ひます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第41号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第41号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書166ページになります。

議案第41号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る経費等につきまして、その所要額を予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億7,286万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の175、176ページをお開き願ひます。

3款民生費であります。

1項社会福祉費、2目社会福祉施設費、2、障害者福祉施設維持管理事業費の増、修繕料209万6,000円は、障がい福祉団体の活動拠点を整備するため、旧田島医院の改修費を当初予算において計上してございますが、その後、追加の修繕経費が必要になりましたので、今回その所要額を追加計上するものでございます。

主な修繕内容といたしましては、屋根のウレタン防水塗装、2階の天井と壁の一部

改修などの費用を予算計上してごさいます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、2、予防接種事業費の増、食糧費51万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事する職員等の昼食代になります。

毎週日曜日に実施予定の集団接種に従事する医師、看護師及び職員36名、18回分を想定しての予算計上してごさいます。

その下の業務等委託料、懸垂幕作製業務委託料16万2,000円につきましては、感染の拡大防止を呼びかけるため、役場新庁舎と町民会館に掲示する懸垂幕を各1枚作成するための予算計上になります。

次に、12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、824万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事する職員及び接種前の準備と接種後の事務を担当する職員の時間外勤務手当等を予算措置いたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、173、174ページにお戻りを願います。

16款国庫支出金、2項、3目、1節保健衛生費補助金892万2,000円につきましては、ワクチン集団接種に係る経費について、その全額が国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として交付されます。

20款繰入金、1項、4目、1節福祉基金繰入金209万6,000円は、旧田島医院の修繕経費に要する財源として、福祉基金からの繰入れを行うものでごさいます。

なお、参考資料42ページ、資料8に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第41号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 障害者福祉施設維持管理事業費の増、209万6,000円の部分で伺います。

こちらは、3月定例会で修繕費ということで、おおよそ1,000万円程の修繕料を可決したものにプラス209万6,000円の修繕が必要ということでごさいます。

それを踏まえた上で、今後の健全な施設運営を案じて、二つほど伺いたいと思います。

まず、美幌町では不動産の寄附を受け取ることが今までほとんどないと思うのですが、この物件の寄附をいただいた経緯を教えてくださいたいと思います。

そして、二つ目が不動産の寄附を受け取る美幌町としての基準、こういったものがあれば教えてくださいたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） まず不動産の寄附を受けた経緯でごさいますけれども、これにつきましては、旧田島医院が昨年9月末に閉院したことに伴いまして、町に長年お世話になっているということで、町のために活用していただきたいというお話を医療法人社団田島医院、田島慎哉様より伺いまして、その結果、町でどのような活用ができるか検討をさせていただきました。現在、老朽化しているゆうあいセンターに入居している団体は、もともと作業所等が新町にありましたので、こちらを活用できるということで町では寄附を受けたという経過でごさいます。

不動産の寄附を受ける基準でごさいますが、これについては特に基準はごさいません。

その都度、町として活用できるもの、できないものを判断させていただきました。御寄贈を受ける、受けないという対応をさせていただきますので、御理解をい

ただきたいと思しますので、よろしくお願  
いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さ  
ん。

○5番（木村利昭君） 今、副町長から御  
説明いただきまして、町として活用できる  
か、できないかという部分で寄附を受け  
る、受けないの判断をするということで、  
明確な基準はないということですが、  
例えば、物件を別の方が町に寄贈した  
いというお話があったときに、明確な基準  
がないとあそこは受けたのに、ここは受け  
ない。そういう不公平というか、不平等と  
いうか、そういったことが今後起こり得る  
のではないかという心配があるのですけれ  
ども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 明確な基準とい  
う部分で、例えば大きさだとかではなく  
て、先ほどお話ししましたとおり、町とし  
て必要なものかどうかということで判断を  
させていただいておりますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さ  
ん。

○13番（馬場博美君） 私は、6点ほど  
質問をしたいと思いますので、よろしくお  
願いしたいと思います。

3月議会のときには現地も見れなくて、  
図面上の審議で、所管の委員会への説明の  
中でもわからなくて、実は昨日、担当の課  
長と主査に現場を見させていただきました。

その中で、どうも一般町民から見て、

○議長（大原 昇君） 馬場議員、項目は  
どこを指していますか。

○13番（馬場博美君） すみません。

176ページの障害者福祉施設維持管理  
事業費の増、209万6,000円ございま  
す。

このことについて、一般町民からも非常  
にわからないという声が私のところに問合

せがありますので、ぜひ6点について明快  
な答弁をお願いしたいと思います。

最初に1点目であります。

先ほど、木村議員からの質疑の中でも、  
総務部長の説明にもありましたけれども、  
御寄附をいただいた旧田畠医院について、  
ゆうあいセンターからえくぼ福祉会よりみ  
ち、療育病院の新町あすなろが移転するこ  
とに伴って、当初3月議会で1,120万  
6,000円の改修費については議決されま  
した。

今回の補正は209万6,000円、両方  
足すと総額で1,330万2,000円にな  
りますけれども、今回の209万6,000  
円の修繕に至った原因と今後の対応、具  
体的な修繕について、どのように直して、  
今後同じようなことが起きるのではないか  
ということがありますので、その具体的な説  
明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 馬場議員。

6項目全てがこの項目、障がい者の関係  
の質疑ということですか。

同じところで項目が多いものですから、  
質疑1項目につき3回ということになって  
いますけれども、質問項目が多いので私の  
判断で1項目ずつ許します。

今言った項目で3回ということやって  
いただければ、2つ目がまた3回というこ  
とで、なるべく短めに質疑をしていただき  
たいと思います。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 今回の修繕に  
関する原因と今後の対応という御質問でご  
ざいます。

今回の修繕を上げさせていただいた原因  
といたしましては、寄附をお受けした後、  
建物の屋上にあるドレーン管が凍上して、  
そこから融雪水ですとか、雨水が家屋内に  
流入してしまったのが原因です。

それに伴いまして、屋根裏の断熱材等に  
多量の水分が吸収されて使い物にならな  
くしているという状況でございますので、

それを修繕するため、屋根の塗装修繕と天井部分の修繕経費として今回予算を上げさせていただきますところでありませう。

今後につきましてですけれども、このようなことが二度と起きないように、町といたしまして、建物の劣化ですとか、要修繕箇所等々を点検しまして、修繕が長期的に許されるものであれば、年次的に修繕をして建物を持たせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 議長のお計らいで1項目ずつ質問させていただきます。

今の部長の答弁の中で、説明についてわからない点があるのですけれども、なぜ漏水したのか、何でそういうことになったのかもともとの原因がわかりませう。

恐らく、暖房を入れていないから凍結して、そういうことになったと思うけれども、例えば、暖房を入れていなければこれは同じことをまた繰り返しますよね。

そういう対応がどうなのかということをお聞きしているのです。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議員おっしゃるとおりでございます、原因につきましては建物内が冷え込んだことによるものと想定されます。

今後についても、建物内に暖房が入らなければ同様の事象が起きることは十分考えられるわけですけれども、今年の冬につきましては、各障がい者団体等が入居されて、室内については暖房が確保されることから、今回はたまたま無人の状態だったものですから凍結というふうになったと考えてございます。

したがいまして、今後、団体が入居された場合につきましては、暖房効果によって同じ事象は起きないと想定しているとともに、入居された団体にも以前こういう事象

があったということで注意喚起をしながら、説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、二度と起こらないよう適正な管理をお願いしたいと思ひます。

2点目であります。

この建物に係る今後の年間の維持管理経費と修繕費用についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 現在のゆうあいセンターの維持経費ですけれども、年間ですと205万円となっております。

内訳につきましては、燃料費、光熱水費、清掃委託費、除雪費など、例年おおむね200万円ちょっとの経費がかかっています。

今後、移転しました旧田畠医院の年間の維持経費としては、年間で234万円ほどを見込んでおります。

内訳は先ほどお話ししたとおり、燃料費ですとか、光熱水費とか、除雪費となっております。

今後の修繕計画については、今のところ予定はしておりませうが、この経費の中でやっていくということになっております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 維持管理経費についてわかりました。

今後の修繕費用ですけれども、現場を見ますと、反対側というか、使わない部分の旧建物のほうがかなり傷んでいて、その部分について今後どういう形にするのか。

委員会にも説明がありましたけれども、現状のまま物置として使うのか、将来的にどのように考えているのか御説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 馬場議員の御

質問にお答えいたします。

今回の旧田島医院の修繕に関してですけれども、凍上という事故で修繕する経費を上げさせていただいたところでもあります。

議員が御心配のとおり、今後こういった破損等が出てくるかについては、今現在まだ団体が入っていないので掌握し切れないのが正直なところでもあります。

したがって、今回の補正で上げさせていただいた分につきましては、あくまで今回の破損部分ということではありますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、今後、施設に団体が入った状態で不具合な点も当然出てくようかと思えます。そういった部分を含めて、もう一回見直した上で計画を立てて、修繕が必要であれば計画的に修繕をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 例えば、2階でいけば、えくぼ福祉会のよりみちですけれども、入るには屋外の階段を使って旧建物の中に入らなければならないので、そこは利用する側にとっても大変な状況になりますので、ぜひ旧建物についても適正な入居者との打合せをしていただきたいと思います。

続きまして3点目であります。

ここは本当にわからなかったのですけれども、現在、ゆうあいセンターがあります。そこを移転しなければならない理由について、議会の中で説明は聞いているものの、具体的な根拠について説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 現ゆうあいセンターの移転の根拠でございますけれども、現ゆうあいセンターは昭和55年建設の建物でありまして、老朽化が進んでおりまして、数年前から一部雨漏り等がありまして、多額の改修費が必要となると。また、

外壁等も剥離が進んでおります。

今回、庁舎の建設に伴いまして、保健福祉総合センターの有効活用等を含めて、公共施設の利用の計画で老朽化している公共施設を順次廃止というか、見直しをしていくという中で、ゆうあいセンターに入っている団体に移転していただきまして、解体し、その後国保病院の駐車場にするという形で御説明をしてきたところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私は美幌町公共施設等総合管理計画を見ました。

平成29年3月策定の分によりますと、55年建築ではなくて、56年建築で、40年経過、耐用年数が50年ということで、まだ耐用年数も来ていません。

ゆうあいセンターの今後の方針については、耐用年数が経過し、施設の使用が不能となった際には廃止することで検討します。しかし、障がい者福祉、高齢者福祉の増進のため、現在施設を利用している団体を引き続き支援する必要があるため、施設廃止後は既存公共施設の空き室等を活用しますということになっていますので、私はまだ使えるのではないかと思うのです。耐用年数は来ていないと。そして、整備計画の中には、あくまでも耐用年数が来て、使用が不能になった場合となっていますけれども、再度その辺の説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 公共施設整備計画を策定した段階では、まだほかの移転先の施設等がはっきりしていない状況の中で、そういう表現をしておりますけれども、実際、施設の入居者、利用者から雨漏りとか、それに伴って電気系統のいろんなトラブルがあるということで、こちらも維持管理費というか大規模修繕をできないものですから、最低限の保守をしながら移転先の施設についていろいろ検討をしてきた

ところでありますので、計画時点での表現という形にはなっておりますが、移転できる施設ができたということで、今回ゆうあいセンターだけではなくて、地域振興センターも含めて様々な公共施設を使っている団体に移転をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 実は、それぞれの入居者団体、えくぼ福祉会、療育病院に行って状況を聞いてまいりました。

そういった中で、副町長の答弁ではそういう答えではなかったと思えます。

ただ、やはり使えるもの、耐用年数がたっていない、50年もたっていないのにならぬのかと考えているところです。

これ以上になると質問になりますのでやめます。

4点目に移ります。

多額の修繕費用から、旧田島医院の改修ではなく、他の公共施設または町内の空き店舗の活用をされたのかどうかお聞きします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） こちらのゆうあいセンターの移転、庁舎の建設に伴い、いろんな入居団体と話をしてきましたけれども、その中で、まずは公共施設の利用をさせていただきたいということを団体からも伺っておりまして、空いているところで協議をさせていただいたところでございますが、地理的にも新町で、いろんな部分であちらのほうがいいという意見もありまして、空いている地域の施設、公共施設以外にも含めて、それにちょうど合致したということと、あと費用です。民間施設という形になりますので、施設の使用の維持管理費等を含めて、公共施設であれば安価というか、実際は燃料費程度で使用しており

ますけれども、そういう部分、使用料を含めて難しいというか、見つからなかったところが現実でございますので、そういう形で検討しましたけれども、適地が見つからなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 1点だけ。

副町長、公共施設の未活用のところは検討されたのか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） その時点での活用できる部分は検討しましたけれども、その年だけではなくて、毎回状況が変わってきておりまして、その都度使える公共施設については協議をさせていただいて、今回、地域振興センター、ゆうあいセンターと職業訓練センターを含めた中で、それぞれ団体の移転先を決定したということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 5点目でございます。

先ほど木村議員からもありました。

私は、寄附の基準がそのときの判断によるというのがどうも納得いかない。

ある人が寄附を願い出てきても断った。今回については、たまたまこういう施設があるからということではなくて、もう一度副町長に確認しますけれども、やはり、誰もが見て、町民から見てこれは絶対必要だとか、そういった基準を今後のためにもつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの明確な基準ということでございますが、使用用途だとか、規模だとか、様々な部分が考えられますので、一概に一律の基準というの

は、先ほどもお話ししたとおり難しいと考えておりますので、町として必要なものであったときに、それに合致する施設であったり、規模であったり、場所であったりした段階で受けるという形に、その都度その時々で判断させていただくという形になると思いますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 最後になります。

私は昨日、えくぼ福祉会、それから療育病院に足を運びました。

恐らく、移転される入居者から、いろんな要望等があると思えます。そういった対応について、具体的にどういう要望があって、具体的に対応されているのかお聞きします。

○議長（大原 昇君） 何に対してですか。質問の内容はわかりますか。

馬場議員もう少し具体的に。

○13番（馬場博美君） 入居者団体から、移るに当たってここは直してくれとか、こういう要望があって、例えば、利用者負担も先ほど部長が説明した光熱水費の負担とか、そういうものについてきちんと打合せをやっているのかどうかということを含めてお願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

3月定例会に新年度予算を上程させていただいたわけですが、その前段で各団体の皆様と協議をいたしまして、要望等を聞いた上で、当初予算に修繕の経費を計上したところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 議案書176ページ、職員給与費の824万1,000円で

す。

ワクチン接種等に係る経費ということで増額という説明を受けましたが、令和3年度で8,000万円ちょっと、令和2年度を含めると1億円ぐらいワクチン接種ということで予算を取っていると思うのです。

ワクチン接種が現在どこまでいったかについては認識していませんけれども、いずれにしても、1億円の当初予算の中で幾ら人件費があって、やってみただけで足りなかった。ワクチン接種がどんどん進んでくれば、やはりもう1名足そうとか、2名足そうとか、では人件費が足りないねというのがわかるのですけれども、今の段階で800万円も人件費が足りないということで、理解できないものですから、現状はワクチン接種がどこまでいって、今後どうなるのか、それから、実際にこの824万円はどうして足りなくなることがわかったのか。例えば、前回訓練をやりましたよね。それで、要員についてももう少し増やさないとならなくなったのだというのをわかりやすく説明を受けたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

ワクチンの接種状況及び見込みについてでございますが、国からワクチンが届かないのでスケジュールが立てられなかったという現状があります。

その中で4月末以降、一定の見込みが国から出まして、今回スケジュール組みをいたしました。

5月広報にもパンフレットを入れさせていただいたのですが、美幌町の接種方針として、まず、医療従事者の方に接種していただく。その次に、クラスターを防ぐために施設入所者の方に接種をいただく。その方々が終わった段階で、在宅の高齢者で年齢の高い順、美幌町としましては80歳以上、70歳以上、65歳以上という3区分に分けているのですけれども、そ

ういう順番で順を追ってワクチンを接種していこうという計画になってございます。

現在のところ、週明けの5月17日に80歳以上の方に対しまして接種券を送付する予定でございます。

その上で、20日にコールセンターで予約の受付を開始して、ワクチンの接種については6月13日以降、80歳以上の方ですけれども、そこから始めていきたいと思っています。

ただ、これはあくまでも一般の高齢者の方であって、施設入所者の方につきましては、5月の連休明けから接種していただいている状況にあります。

もう一つ、今回の給与費についてでございますけれども、体制が変わって、その補完経費ということではなくて、毎週日曜日に集団接種を実施しようと考えてございます。当初の人件費ではその部分をみておりませんでしたので、今回、5月末から9月26日までという予定で、職員、それと一般職、保健師の時間外手当を主に計上させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） すみません。答弁に誤りがありました。

当初の予算のときに、その財源としてこれに充てられる補助金メニューがなくて充当していなかったという事実がありますが、今回、これらの人件費についても補助金で認められることになりましたので、財源確保ができたということで今回補正を上げさせていただいたところです。

説明が食い違いまして申し訳ございません。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 基本的には800万円については日曜日に実施される集団接種分の人件費ということで理解いたしました。

その中で、職員は当然時間外手当分が増えてくると思うのですけれども、それ以外の要員の方、例えば、この期間だけ、日曜日の集団接種だけ人を雇いますという部分も含まれているのか。含まれているのであれば、職員以外の医師、看護師が該当してくると思うのですけれども、何名ぐらいいるのか教えてください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの御質問でございます。

まず、医師の集団接種に係る費用でございますが、こちらにつきましては当初予算で計上させていただいております、美幌医師会との契約によりまして集団接種ごとに時間数を掛けて医師、看護師につきましては美幌医師会にお支払いすると。

集団接種の現在のところの予定人数であります、医師会に2ブースですので2名、午前・午後で分けられれば4名という形になります。

看護師につきましては、現在ところ医師会からはおおむね2名程度派遣を予定しております。

全体の医師会からの予定人数でございますが、現在押さえているところでは医師が9名、看護師が約20名、29名程度の人数になります。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 176ページの先ほどの修繕料の関係で、皆さんと重ならないように、先ほどの答弁ですと、実際に工事が終わって冬場の経験がないということで、1シーズン過ぎないと実際の状況、町で修繕が必要か、どの程度の効果があるのかということも見極められないとすれば、今後の修繕費用についてしっかり町で点検して、毎年あそこも出てきた、ここも

出てきたということのないように、1シーズン冬場を過ぎて、来年度あたりにはしっかりその辺を点検して、さらに修繕が必要なかどうかの一定の判断を所管の委員会とか、そういったところに説明する必要があると思うのですが、そういう見極めというのは令和4年度の段階で考え方を示されるのかどうか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 旧田畠医院の利用について、今上杉委員からお話のあったとおり、今回、修繕を出させていただきます。

今後、その施設がどこまで将来に向けて修繕等も含めて必要なかというのは、今指示を出しているところであります。

あと、環境も含めて本当に今の形のままでいいのかということも、建設サイドにきちんと見てもらって、一定の方向性を出すように指示を出しておりますので、施設を維持するためにどこまで修繕等をするか。それから、必要なものを取り除くとか、そういうことをしっかり計画して、早い時期に皆さんに御説明をしたいと思っています。

また、施設運営についても、全て町のお金を持ち出すことが本当にどうなのかということもありまして、今回、障がいの方々の利用施設ということもあって、それを応援してくれる方々に私も声をかけたりしております。

ですから、中の修繕も協力してくれるところは協力してもらおうとか、そういうことについては整理した中で、きちんと皆さんに、また、町民の皆様から誤解を受けないように明確に示したいと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 報告第5号

○議長（大原 昇君） 日程第20 報告第5号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることができます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第5号専決処分の報告についてはこれで終わります。

---

#### ◎日程第21 報告第6号

○議長（大原 昇君） 日程第21 報告第6号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることができます。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 事故の内容はわかりました。

30万7,000円という損害賠償の額というのは、電柱の損傷がどの程度の状況だったのか、なかなか想像しにくいのですが、どういう程度の損傷だったのかについて御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（関 弘法君） ただいま御質問の電柱の損傷箇所、また、状況でございますけれども、電柱自体は倒れるおそれは

全くございませんで、重機のバケットを少し引っかけ、電柱のコンクリートの部分というのでしょうか、そこが5センチメートル程度欠けたような状況でございます。

修繕につきましては、電柱そのもの全てを取り替えまして、直していただいたということでございます。

○議長（大原 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） それでは、報告第6号専決処分報告についてはこれで終わります。

---

#### ◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） 閉会中の継続調査について、総務福祉常任委員会、経済教育常任委員会及び議会運営委員会、各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した印刷物のおり申出があります。

お諮りします。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに審議することに決定しました。

---

#### ◎追加日程第3 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 追加日程第3 閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申出のおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、各委員長から申出のおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第4回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時42分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員